

令和4年1月28日 招集

令和4年門真市教育委員会第1回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会
令和4年1月28日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第1号	門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について	1
第4		諸報告	3

議案第1号

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正
について

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年1月28日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

共同学校事務室の設置に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第4条の12 略 (共同学校事務室)	第4条の12 略 _____
第4条の13 教育委員会は、その指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織（以下「共同学校事務室」という。）を、当該指定する2以上の学校のうちいずれか1の学校に置くことができる。	_____
2 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。	_____
(1) 教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務	_____
(2) 教職員の給与及び旅費の支給に関する事務	_____
(3) 前2号に掲げるもののほか、共同処理することが適当であると教育委員会が認める事務	_____
3 教育委員会は、共同学校事務室に室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。	_____
4 共同学校事務室の室長及び職員は、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てるものとする。	_____
5 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。	_____

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について
2	「令和4年門真市成人祭」の結果について